

	<p>とうございます。本日は定例教育委員会の後に、総合教育会議ということで、市長との会合が行われます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。それでは、定例会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願ひます。</p>
教育委員長	<p>それでは、会議録署名人の指名を行います。委員長の指名により決定することにご異議ございませぬか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。2番勝又將雄委員と4番勝又綾子委員にお願ひいたします。次に会期であります、本日1日間といたします。なお、定例会終了後、委員会協議会を開催しますので、よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。</p>
教育委員長	<p>最初に、御教議第53号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則及び県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。</p>
教育総務課長	<p>ただいま議題となりました御教議第53号につきまして内容説明をいたします。議案書の2ページをお願ひいたします。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>議案書の5ページにある新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>こちらの規則の改正につきましては、法改正に伴いまして、文言の修正を行うものでございます。</p> <p>第2条の事務の委任の12号「御殿場市公文書公開条例第12条に規定する不服申し立てがあつた場合の手続きに関する事」というようになっておりますが、こちらの法改正の中で、文言が「審査請求」に変わつておりますので、そのように改正するものでございます。</p> <p>続きまして、第2条関係です。第2条の5号「不利益処分についての不服申立人又は勤務条件についての措置の要求者が、その口頭審理の期日に出頭する場合」とありますが、同様に「審査請求人」となります。それから、第8号「当該機関の事務又は事業の運営上必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合」とありますが、「運営上」が「運営上の」というように変わつております。なお、附則といたしまして、「この規則は、行政不服審査法の施行の日から施行する」ということで規則の改正をお願ひしたいと</p>

	<p>思います。よろしくお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第53号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第53号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則及び県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案通り、承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第54号「平成27年度末教職員人事異動方針について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>最初に、県費負担教職員の人事の流れについて簡単に説明させていただきます。県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会にあります。しかし、県費負担教職員はもともと市町村の教職員であること、その身分は市町村に属し、市町村立の学校に勤務し、市町村教育委員会の管理の下にあります。そこで、この人事を円滑に行うためには、身近な管理機関としての市町村の意思を十分に尊重する必要があることから、その権限は市町村教育委員会の内申を待って、行使されることになっています。その後、県の定例教育委員会の承認を受けます。</p> <p>なお、人事案件と共に、定数等に係る予算案は県議会の議決を受けます。なお、内示が行われてから、数日間の任用期間を持ち、緊急な事態に対応できるようにします。その上で、記者発表を行うこととなります。この内容は新聞で公表されます。地域採用教職員については、新聞発表の時点でも、公表されませんので、25日付近の聞き取りを持って確認をします。教育委員の皆様には、市の離任式の際にご連絡させていただきます。</p> <p>それでは、ただいま議題となりました御教議第54号につきまして内容説明を行います。お手元の議案書、7ページをお開きください。議案の朗読をいたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>8ページの資料をご覧ください。これは、静岡県教育委員会より出されました今年度の教職員人事異動の方針です。主に、教育活動の充実、教職員の資質向上、機能的で活力ある組織づくりの3点が大きな柱となります。この基本方針の下に、御殿場市においても、人事異動を構想し、静岡県教育委員会に内示をもらいま</p>

	<p>す。なお、3月に臨時会を開催し、御殿場市教育委員会の人事異動案及び御殿場市の県費負担教職員の人事異動の内示案について、ご承認をいただくことになっております。</p> <p>以上です。宜しくお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今、御教議第54号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第54号「平成27年度末教職員人事異動方針について」は原案通り、承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第55号「平成27年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席をお願いします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
(秘密会)	
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました御教議第55号について内容説明をいたします。</p> <p>お手元の平成27年12月定例会議案書、10ページをお開き願います。最初に議案を朗読いたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回、認定のご審議をお願いしますのは、平成27年度就学援助の申し出がありました5人で、新規の申し出が3人、認定区分の変更が2人であります。</p> <p>具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者3人、要保護世帯の者2人となっております。</p> <p>提案にあたりましては、学校教育法、就学援助制度、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは内容につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今、御教議第55号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認すること</p>

	にご異議ございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第55号「平成27年度就学援助について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは秘密会を解き会議を続行します。 次に、御教議第56号「御殿場市育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
教育総務課長	議案書の11ページをお開き願います。はじめに、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読) はじめに、規則の背景を説明させていただきます。個人番号制度の導入が行われまして、それに伴い、個人番号制度を使うことによる各種サービスの運用を地方自治体によっても随時進めていくことになっております。その関係で、育英奨学金貸与規則の一部を改正するものでございます。 13ページをご覧ください。こちらの方に、規則の内容を記載させていただいております。 先に資料の15ページ、16ページの新旧対照表をご確認いただきたいと思っております。これまで育英奨学金の貸与を申請する場合には第5条第3号により、住民票謄本等を添付していただいていたところですが、個人番号制度の導入に伴いまして、個人番号を提出書類に記載していただくことにより、住民票謄本等を取っていただくことを無くするという考えでございます。 従いまして、新旧対照表におきましては、第5条第3号の住民票謄本を削除させていただきます。その場合、13ページにありますように、第5条第1項の様式の備考欄に、個人番号の欄を設けまして個人番号を記載していただくことにより、住民票謄本を取っていただかなくても大丈夫な形にしようとするものでございます。なお、個人番号を書きたくない方もいると思っておりますので、そういった場合には、従来通り、住民票謄本等で確認したいと思っております。その内容につきましては、第5条第2項で必要な書類を提出するように記載されておりますので、その中で協議していきたいと考えております。 続きまして、17ページ、18ページをご覧ください。こちらの新旧対照表に奨学金貸与申請書の全体の様式がございまして、そちらが変更内容となっております。 以上です。よろしく申し上げます。
教育委員長	ありがとうございます。ただ今、御教議第56号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育委員長	他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第56号「御殿場市育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	以上で、議事は終了となりますが、他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会12月定例会を閉会といたします。 <p style="text-align: right;">午後1時52分閉会</p>
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 <p style="text-align: right;">2番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">4番委員 _____</p>